

美容学校卒業生の就業受入れサロンを募集します

BA東京（東京都美容生活衛生同業組合）は養成施設（美容学校）と連携して、卒業生の就業受入れと労働環境整備の促進を図る産学連携就職情報交換事業を推進しています。

【産学連携就職情報交換事業実施要領】

1. 目的

養成施設（美容学校）と業界団体（美容組合）との連携を深めることにより、卒業生の受入及び美容所の労働環境の整備等産学連携を助長し、美容所（産）と美容教育（学）との連携をより一層深めることを目的としています。

2. 事業内容

- ①組合員サロンは令和5年12月27日（必着）までに、求人票（裏面：様式3）をBA東京へ提出する。
- ②締切り後、組合員サロンより提出された求人票をBA東京より全日本美容業生活衛生同業組合連合会と東京地区協議会会長へ提出する。
- ③養成施設（都内美容学校）は、卒業見込生（令和7年3月卒）に求人情報を周知するため、学内で公表（掲示）する。
- ④卒業見込生（令和7年3月卒）は学内に掲示している求人情報を閲覧し、養成施設を通して美容所に面接の申込みをする。
- ⑤組合員サロンは卒業見込生との面接結果を紹介があった養成施設（都内美容学校）とBA東京へ必ず報告すること。
（報告締切日：令和6年11月末日まで必須）
- ⑥養成施設（美容学校）は、面接の結果を本人へ通知する。

3. 事業基準（美容所）

この事業における就業受入れサロンは、下記の①～⑥全てに該当すること。

- ①BA東京（東京都内BA東京に登録の美容所があること）に加入していること
- ②健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険に全て加入していること
- ③経営状況が健全であること ④美容師の従業員が複数名いること（家族経営は除く）
- ⑤労働時間は労働基準法の範囲内であること
- ⑥休日・休暇は労働基準法に準拠し、規程が設けられていること

※上記の事業基準①～⑥の全てを満たしていない場合は対象となりません。また、裏面求人票の社会保険欄の健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険の4つ全てに○が無いと応募は無効となります。

※給与について、最低賃金は厳守してください。

4. 申込方法等

下記①メール②郵送のいずれかの方法で令和5年12月27日（必着）までに東京都美容生活衛生同業組合（BA東京）事務局宛てにお申込み下さい。尚、事業基準の全てを満たして場合や最低賃金を守らない場合などは、この事業の対象となりませんので、ご留意の上、対象となる場合のみ求人票を提出してください。また、提出された求人票は、いずれの場合も返却いたしませんので、ご了承ください（こちらで適切に処理いたします）。

- ① BA東京ホームページ⇒組合書類ダウンロード（<http://www.beauty-city.com/download/>）から産学連携就職情報交換事業の求人票エクセルデータをダウンロードして必要事項を入力の上、下記のメールアドレスに求人票データを添付しお申込み下さい。

info@beauty-city.com ※メール件名に産学連携就職情報交換事業求人票の件と入力して下さい。

- ②このチラシの裏面の求人票に必要事項ご記入の上、ご郵送下さい。郵送料は申込者でご負担下さい。

【郵送先所在地】〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-5-6 4美容会館3階 東京都美容生活衛生同業組合 TEL03-3370-2131

※求人票の提出方法は、上記の①メール（データ）か②郵送のみ受付いたします。尚、求人票の提出方法は①推奨致します。

また、FAX送信された求人票や、令和6年度求人票以外の求人票の申込みは対象外となりますので、ご留意ください。

求人票をお送りいただいた場合でも、必ず求職者の応募があるとは限りませんので、その旨ご了承ください。